

「住民合意のない区画整理」反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会 2022(R4)9/12 No.276 連絡先:山崎陽一・神屋敷和子



—お知らせ—

第4回 区画整理「検証会議」は、9月20日から 10月18日(火)に変更になりました



- ・検証会議委員：都市計画・環境・防災・まちづくり・弁護士など
(市は「検証会議」の提言を受け、来年3月までに方向性を決定)
- ・会場：市役所西庁舎 特別委員会室(5階) 夜7時から (傍聴は6:45に抽選)
- ・傍聴の定員：10人 (抽選に外れた方は、大会議室で映像の視聴可)
【第1回と2回(権利者の意見陳述は非公開)の議事録は、羽村市ホームページに掲載】

今までの「検証会議」の経過

第1回：6月6日 検証会議

- ・会長と副会長を選出 会長 中村英夫 日本大学教授(元・国土交通省都市計画課)
副会長 玉川英則 東京都立大学名誉教授(都市環境科学)
- ・「傍聴に関する定め」や会議録について協議
- ・羽村市の現況(人口・財政状況・まちづくりの方向性)や事業の経過について説明
- 6月22日、23日、7月7日の延べ3回の現地視察(事務局の企画部職員とまちづくり部員が区域内の狭隘道路や整地工事、埋蔵文化財発掘調査の現場等、エリア全域を案内。)

第2回：7月28日 検証会議

- ・各委員から現地視察の感想が述べられました。
- ・検証会議から「権利者の本事業に対する考えを直接聞きたい」との要望があり、1時間の内、反対の会からは、島谷晴朗、山崎陽一、神屋敷和子が意見を述べました(約30分)。

第3回：8月26日 検証会議

- ・検証会議委員より「多様で柔軟な市街地整備手法について」の資料が提出されました。
- ・「議論を尽くす事が重要なので、会議の回数を1~2回増やす必要がある」との意見もありました。

★検証会議が西口区画整理の課題を指摘しています★

羽村駅西口土地区画整理事業に関する検証会議における委員・権利者の発言(概要)

(第3回「検証会議」資料1)

委員・権利者の発言(概要)

- ・羽村駅前の優先整備(駅前エリアの活性化、タクシーなど交通インフラの整備など)
- ・インフラの整備(都市計画道路の整備、狭隘道路の拡幅、雨水管の整備など)
- ・防災・安全面への対策(緊急車両の進入、車両のすれ違いなど)
- ・文化財・自然の保存(石垣、崖線緑地、埋蔵文化財など)
- ・財政負担の試算(事業にかかる投資を将来回収できるかなど)
- ・持続性のある市街地とするための方策(企業誘致、新たな価値の付与など)
- ・住民(権利者)の意思・考え方の確認(賛成・反対の権利者それぞれが重視していることなど)
- ・区画整理以外の手法による整備(沿道整備街路事業、狭隘道路整備計画等による整備など)
- ・公平性(権利者の移転時期の差異を最小限にする等)を確保するため、施工手順の工夫などによる事業期間の短縮の検討
- ・喫緊の課題に対する優先整備(防災・安全面の優先対応(狭隘道路の拡幅、雨水管の整備など))

現状	検証の視点
防災・安全性の向上	
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両が進入できない箇所が多い ・インフラ（都市計画道路、雨水管等）が脆弱 ・細街路の形状が不整形で、見通しが悪い ・生活道路である細街路に通過車両が流入している ・交差点形状の悪い箇所、歩車道区分のない道路など交通安全上の問題がある ・災害時の避難場所の確保が困難である 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行区域内の防災機能等の改善により、安全性が向上するか。 ・整備をしない中でも、安全確保上の解決策があるか。
利便性に向上	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路が整備されていない ・狭隘道路や行き止まり道路が多い ・都市計画公園、福祉施設などの公共施設が整備されていない ・交通結节点である駅前にバスやタクシーなどの乗り入れがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備により、施行区域内や広域的な交通のアクセス性や利便性が向上するか。 ・整備をしない中でも、交通のアクセス性や利便性を確保する手段があるか。
地域住民の権利や公平性の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の早期実現を求める声がある ・事業に反対する声がある ・仮住まいが長期化している方がいる ・事業期間が長期化し、高齢化・世代交代が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の権利や公平性の確保を最優先し、整備を行うことができないか。
地域の活性化	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業地区内の人口が減少している ・新たな住宅の建設が進まない ・駅前商店数の減少により、人通りが少なくなっている ・残存する農地や空き地の相続の発生などにより、宅地開発が進み、既成市街地の環境悪化が懸念される 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前の整備や企業誘致、土地の高度利用などにより、市街地や経済の活性化などに寄与することができるか。
環境保全(歴史や景観の保全)	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財や自然が残る地域である（石垣、崖線緑地、埋蔵文化財包蔵地など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する歴史・文化財や景観を活かした整備ができるか。
公共の福祉の増進	
<ul style="list-style-type: none"> ・公園などの公共施設が少ない ・少子高齢化を見据えたバリアフリー化が進まない 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備によりあらゆる世代が快適に生活していくことができるか。 ・整備をしない中でも、あらゆる世代が快適に生活することが可能か。
新たな価値観の創造	
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住みたいと思える地域となるよう、新たなまちの魅力や価値観を創造することができるか。
他の都市基盤整備手法	
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区画整理事業以外の手法を用いることにより、効果的・効率的な整備ができるか。（柔らかい区画整理による整備、沿道整備街路事業による整備、狭隘道路整備計画による整備、駅前再開発事業による整備など）
持続可能な自治体運営・健全な財政運営	
<ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率が高い ・歳入の大幅な減少 ・基金残高の減少 ・社会保障費（扶助費）の増加 ・公共施設等の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の財政状況で、整備に必要な財源が確保できるか。